

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第15号

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大和市児童福祉法施行細則（昭和56年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「分娩介助」を「分娩^{べん}介助」に改める。

第20条の見出し中「その他」を「委託」に改め、同条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条の見出し中「徴収金」を「徴収額」に改め、同条第1項中「納入義務者が徴収金」を「措置を受けた者又は当該者の保護者が前条第1項から第3項までに規定する額（以下「徴収額」という。）」に改め、同条第2項中「徴収金の額」を「徴収額」に、「障害福祉サービス徴収金減免申請書」を「徴収額減免申請書」に改め、同条第3項中「障害福祉サービス徴収金減免決定通知書」を「申請者に徴収額減免決定通知書」に改め、「申請者に」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する利用者負担額の減免については、条例第4条の規定の例による。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1項を加える。

（費用の徴収等）

第18条 法第51条第2号に掲げる費用について法第56条第2項の規定により徴収する額は、やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて（平成24年障発0625第1号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙（やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定に関する基準）の規定又はやむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年障発第1117002号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙（やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準）の(6)の規定により算定した額とする。

2 法第51条第3号に掲げる費用について法第56条第2項の規定により徴収する額は、別表第1に定めるとおりとする。

3 法第51条第4号又は第5号に掲げる費用について法第56条第3項の規定により徴収する額は、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号。

以下「条例」という。)第3条に規定する利用者負担額とする。

4 市長は、第1項及び第2項に規定する額をそれぞれ措置を受けた者又は当該者の保護者(以下「納付義務者」という。)に徴収額決定(変更)通知書により通知するものとする。通知した後に、当該徴収額を変更した場合も同様とする。

5 前項の通知を受けた納付義務者は、当月分の徴収額を翌月の10日までに納付しなければならない。

6 第3項に規定する利用者負担額の徴収については、条例及び大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則(昭和62年大和市規則第10号)の規定の例による。

第16条及び第17条を削り、第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(保育所等入所措置に係る通知)

第15条 福祉事務所長は、法第24条第5項又は第6項の規定による措置を決定したときは、保育所等入所措置(解除)決定通知書により、当該措置に係る児童(以下「措置児童」という。)の保護者に通知する。

2 福祉事務所長は、法第24条第5項の規定により市以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園(以下この条において「委託保育所」という。)に入所を委託する場合又は同条第6項の規定により委託保育所に入所を委託する場合若しくは家庭的保育事業等を行う市以外の者(以下この条において「委託事業者」という。)に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託する場合は、委託保育所又は委託事業者(次条において「委託保育所等」という。)に委託(決定)通知書により通知する。

(保育所等入所措置の解除)

第16条 福祉事務所長は、措置児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該措置児童の措置を解除する。

- (1) 措置の理由が消滅したとき。
- (2) 疾病その他の事情により、他の児童に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 身体が虚弱なため委託保育所等における保育に耐えられないと認められるとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により措置児童の措置を解除する場合は、保育所等入所措置(解除)決定通知書により当該措置児童の保護者及び当該措置児童に保育を行う委託保育所等に通知する。

3 市長は、第1項の規定により措置を解除した場合に、措置児童についてなお保育が必要と認められるときは、当該措置児童に対し必要な保育を確保するための支援を行うものとする。

附則中第2項から第4項までを削り、附則第5項を附則第2項とし、附則第6項を削る。

別表第1中「第16条関係」を「第18条関係」に改め、同表備考第1項中「第314条の8」の次に「、第314条の9」を加え、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項」に改める。

別表第2中「第19条関係」を「第20条関係」に改め、同表第4号様式の項関係条文の欄中

「第3条」の次に「及び第15条」を加え、

第14号様式	要保護児童送致（通知）書
第15号様式	障害福祉サービス徴収額決定
第16号様式	障害福祉サービス徴収金減免
第17号様式	障害福祉サービス徴収金減免

	第15条
（変更）通知書	第16条及び第17条
申請書	第18条
決定通知書	第18条

を

第14号様式	保育所等入所措置（解
第15号様式	要保護児童送致（通知
第16号様式	徴収額決定（変更）通
第17号様式	徴収額減免申請書
第18号様式	徴収額減免決定通知書

除）決定通知書	第15条及び第16条
）書	第17条
知書	第18条
	第19条
	第19条

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。